

## 和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

損害項目	ア	米販売に係る逸失利益
	イ	コイン精米機利用費用
	ウ	米の産地切替に係る追加運送費用
	エ	風評被害対策としての追加的広告費
期 間	自	平成23年9月1日
	至	平成24年3月末日

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目に対する和解金として、

ア	米販売に係る逸失利益	551,000円
イ	コイン精米機利用費用	167,400円
ウ	米の産地切替に係る追加運送費用	39,750円
エ	風評被害対策としての追加的広告費	150,000円

の合計金908,150円の支払義務のあることを認める。

### 3 支払方法

(省略)

### 4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(第1項記載の期間に限る。またその遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、各1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年3月25日

(仲介委員 牧野義信)